	種類		□有 □無		□製造者 □事業者都合 □上記以外	
	変換効率	□真性変換効率 □実効変換効率	□有 □無		□製造者 □事業者都合 □上記以外	□除外事項該当性
	型式番号		□有 □無			□別紙あり
	枚数（枚）		□有 □無			
	合計出力（kW）		□有 □無			
配線方法（注１８）			□有 □無			
自家発電設備等の設置の有無	□有 自家発電設備等の種類：□蓄電池／押し上げ効果の有無：□有 □無／□その他（　　） □無		□有 □無	□有 自家発電設備等の種類：□蓄電池／押し上げ効果の有無：□有 □無／□その他（　　） □無		
電気事業者への電気供給量の計測方法			□有 □無			
接続契約締結日	年　月　日		□有 □無	年　月　日		□接続契約解約後の再締結 □再接続検討後の再締結（注１９）
保守点検責任者（注２０）	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（　）　－ 法人番号（法人の場合）：		□有 □無	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（　）　－ 法人番号（法人の場合）：		
保守点検及び維持管理計画（注２１）			□有 □無			□別紙あり
自家消費等計画（注２２）	当該発電設備における発電電力量の見込み	ｋＷｈ/年	□有 □無	当該発電設備における発電電力量の見込み	ｋＷｈ/年	第一種複数太陽光発
	自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年		自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年	電設備設置事業を営む場合は記載すること
	自家消費等の用途			自家消費等の用途		
	前年の電力消費量（既築建造物に発電設備を設置する場合）	ｋＷｈ/年		前年の電力消費量（既築建造物に発電設備を設置する場合）	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の比率	％		自家消費等の比率	％	
解体等に要する費用	□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □積立て対象外		□有 □無	□外部積立て □積立て対象外		複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること

遵守事項（注２３）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２４）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し及び建物の登記事項証明書を提出すること。また、運転開始までに太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ】	□

添付書類（注２５）	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
	①印鑑証明書（注２６）	□有 □無			
	②発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２６）	□有 □無			